知ってなっとくことというというというというという。

平成31年度予算説明書





下川町



ごあいさつ

町民の皆さまには、日ごろから町政全般にわたりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成31年度は、統一地方選挙の年でありますことから、町民の皆様の生活に支障がないよう新規事業を一部計上しながら継続事業を中心とした骨格予算として編成いたしました。



平成27年5月の町長就任以来、「幸せ日本一」を念頭に、およそ4年間に渡り、町の舵取り役として予算執行を遂行したところであり、それにより、多くの成果が表れ、着手したばかりの施策においても、今後、効果が出るものと確信しております。

これを踏まえて、平成31年度は、骨格予算編成ではありますが、「足腰の強い 産業振興」、「子どもや高齢者にやさしい福祉・医療環境」、「質の高い教育環 境」、そして、昨今の自然災害なども視野に入れた「安全・安心なまちづくり」 のための経費などを計上しております。

また、新年度は、第6期総合計画の初年度、いわゆるスタートの年であり、「2030年における下川町のありたい姿」であります、「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現に向け、持続可能な開発目標、いわゆる「SDGs」を取り入れたきめ細かな施策で、「社会の好循環」を図りたいと考えております。

一方、現在の財政状況も大変厳しい情勢にありますが、「行財政改革」の推進 を図り、町民の皆さんが「幸せと生きがい」を感じる質の高い生活環境を創造し たいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

平成31年4月

下川町長 谷 一 之

もくじ	
平成31年度予算編成方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 7 1 0 1 1
平成31年度の主な事業	1 8 2 0 2 5
町の貯金と借金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5

平成31年度予算編成方針

下川町長 谷 一 之

平成31年第1回下川町議会定例会の開会にあたり、 平成31年度の予算編成方針の概要について申し上げます。

私は、平成27年5月に町長に就任以来4年間、「幸せ日本一」を念頭に、多くの町民の皆様の参加やご理解ご協力をいただきながら、今日まで様々な取り組みを進めて参りました。

ご承知のとおり、今年4月に第19回統一地方選挙が 実施されるところであり、予算編成に当たりましては、 義務的経費のほか行政の継続性を確保するための必要な 経費を計上し、早期に対処すべき事業等を除き政策的な 新規事業は原則として見送る骨格予算を編成したところ であります。

本年度の予算規模は、一般会計で46億7,100万円、対前年度比3.6%減、下水道事業特別会計で2億867万円、対前年度比20.6%減、簡易水道事業特別会計で1億869万円、対前年度比18.1%増、介護保険特別会計で7億9,179万円、対前年度比4.4%減、国民健康保険事業特別会計で4億7,041万円、対前年度比0.4%増、後期高齢者医療特別会計で6,275万円、対前年度比2.6%減、病院事業会計で5億9,991万円、対前年度比3.4%減、7会計総額では69億1,322万円で、対前年度比3.8%減となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律する自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えます。

将来の下川町を見据えると地域活力の原動力となる生産年齢人口を維持していくことが大変重要であり、「移住促進」や「定住施策」は不可欠であります。

貴重な自然資源や人的資源、様々な財源を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、計画的な予算執行を進めることとしており、分野方針と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

福祉・医療

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを 感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉 の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を 重点に推進して参ります。

第1は、地域福祉の推進であります。 地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携 が重要であり、各公区の関係組織や各福祉団体が果たす 役割は大変重要であることから、地域で支え合うネット ワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができ る体制づくりを関係団体と連携して推進して参ります。

また、共生型住まいの場「ぬく森」の運営とともに、 日中の活動の場としてサロン事業等を展開し、在宅における介護予防効果を高めるため、介護予防事業を推進して参ります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、 資格取得の支援を実施し、人材の確保・育成を図り、直 営の福祉・医療施設の強みを生かしつつ、「地域包括ケア システム」の推進を強化して参ります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度について は、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営して参ります。

今後もきめ細かい事業を実施するともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めて参ります。

また、介護保険事業については、第7期介護保険事業 計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めて参 ります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

メタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの 生活習慣病の発症や重症化を予防し、望ましい生活習慣 を確立するため、町民の健康意識の高揚を図るとともに、 生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、 健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、 地域の健康課題を踏まえた生活支援や環境づくりに努め て参ります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の 受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげ て参ります。

予防接種については、医療機関と連携しながら、被接種者が予防の有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう努めて参ります。

第4は、医療対策であります。

町内唯一の医療機関であります町立下川病院は、町民にやさしい医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点として、役割を担いながら更なる診療体制の充実強化を図って参ります。

また、訪問診療・訪問看護の充実に努めるとともに、 身近な医療、患者サービスの向上に努めて参ります。 専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院である名寄市立総合病院との医療連携ネットワークを活かして、役割分担と機能の充実強化を図り、町民が安心して医療を受けられるよう努めて参ります。

さらに、新町立下川病院改革プランに基づき、病院事業会計の財務状況の健全化のため、地域の事情を踏まえた経営改革に取り組んで参ります。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、生きがいを持って安心して生活することができるよう、介護予防の効果が期待できる高齢者の集いの場の充実に努めて参ります。

また、関係機関と連携して、高齢者の特殊詐欺被害の 防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や、人感セン サーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネッ トワーク」の充実に努めて参ります。

地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業 の推進や、地域リハビリテーション、在宅医療と介護の 連携により、安心した在宅生活が送られるよう施策を推 進して参ります。

また、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や 社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を推進し て参ります。

高齢者福祉施設等の運営については、地域における介護サービス及び地域福祉の向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めて参ります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

現在の幼児センターを廃止し、新たに「下川町認定子 ども園」を設置し、教育の拡充を図るとともに、保育士 の充足に努め、多様な保育ニーズに応えて参ります。

また、次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び関係機関と連携した子育て支援を推進して参ります。

さらに、子ども・子育て支援新制度による「次期下川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、保護者等の利用希望を的確に把握したうえで、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを行い、子を持つ保護者の様々なニーズに対応できるよう、子育て支援の充実に努めて参ります。

なお、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て 支援事業を継続して参ります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するととも に、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉 施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の 充実を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総 合的に実施して参ります。

障害者支援施設の運営については、利用者の障害程度 の重度化や高齢化等に対応する支援内容の充実を図り、 生活支援員の確保と人材育成により、サービスの向上に 努めて参ります。

また、グループホームの入居者がより安全で安心に暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めて参ります。

教育

次に、第2点目の分野方針「教育」であります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、 私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施 策については、教育施策の目標や基本方針を定めた「下 川町総合教育大綱」に基づき、次の4項目を重点に推進 して参ります。

第1は、学校教育の充実であります。

義務教育におきましては、基本的な知識や技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、その学びを活かしていく力が必要であり、各学校段階を通じて、主体的かつ対話的な深い学びを実現していくことが重要であります。

子どもたちの個性を伸ばし、能力を引き出しながら、 社会で自立して生きていく上で必要な学力や体力を育む とともに、学習意欲の向上や学習習慣の改善を図って参 ります。

家庭における生活習慣の改善と家庭学習を推進するとともに、学校においては、ICTの活用と道徳教育の充実、地域の特色を生かした森林環境教育並びに地産地消を学ぶ食育の充実を図って参ります。

また、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育推進に向けた小中の連携を図るとともに、教職員の研修を通した連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクール(学校運営協議会)の充実を図って参ります。

特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、 障がいのある子どもと、障がいのない子どもが共に学ぶ インクルーシブ教育理念を踏まえ、支援を必要とする子 ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの程度に応じた 指導並びに支援の充実を図るとともに、教育環境の整備 を図って参ります。

次に、下川商業高等学校は、平成31年度は定員に対して4分の3を超える出願状況にあり、引き続き地域に開かれた魅力ある学校づくりや各種支援対策を行い、存続の維持・発展に努めて参ります。

第2は、生涯学習の推進であります。

町民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、町民が生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習の推進を図って参ります。

第3は、生涯スポーツの推進であります。

年々、町民の健康に関する意識が高まっていることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めて参ります。

また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の 支援を充実し、健全な心と体力及び技術の向上を図って 参ります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、本町 出身選手が国際舞台で活躍していることが、町民に夢と 感動と勇気をもたらしていることから、今後におきまし ても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中 高一貫指導による選手の育成強化を進めて参ります。

第4は、芸術文化の振興であります。

芸術文化活動は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の提供により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を支援して参ります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、 郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知 恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めて参ります。

生活環境

次に、第3点目の分野方針「生活環境」でありますが、 次の14項目を重点に推進して参ります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、有効な土地利用、市街地づくりを進めて参ります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、適正な配置について、検討を進めて参ります。

また、サンルダムの竣工に伴い、その周辺整備についても計画的に進めて参ります。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な個別改善事業や既存住宅の改修等により、住環境の整備を進めるとともに快適な居住空間のあり方等を検討して参ります。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」 に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安 全で安心な暮らしの確保を図って参ります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補 修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の 草刈りや路面清掃等交通環境の整備に努めて参ります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、 効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地 における排雪処理を支援するため、「自主排雪支援事業」 を実施し、快適な住環境の確保に努めて参ります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、「下川浄水場建設基本計画」に基づく施設整備に係る事務を進めるとともに、適切な維持管理に努めて参ります。

また、営農飲雑用水施設につきましても、適切な維持管理に努めて参ります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下川浄化センター長寿命化計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理に努めて参ります。

第8は、公共交通対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基 幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・ 確保に努めて参ります。

また、地域公共交通として「予約型乗り合いタクシー」 及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な 暮らしを確保し、利便性や乗合率の向上など効率的な運 行に努めて参ります。

第9は、環境保全対策であります。

本町においては、森林バイオマスのエネルギーの活用 と省エネ対策を推進し、温室効果ガスの削減に向けた施 策を進めて参ります。

廃棄物処理及び公衆衛生対策としては、環境負荷の低

減や環境美化の推進を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動とその有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図って参ります。

第10は、交通安全・防犯対策であります。

安全で安心な地域づくりを進めるため、関係機関・団体との連携強化により、町民一人ひとりの交通・防犯意識の高揚を図り、交通安全及び防犯対策を講じて参ります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費 生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を強化して参ります。

また、「ばくりっこ」の活動を通じた埋立ごみの減量化とコミュニティの醸成に支援するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した倫理的思考に基づく持続可能な消費行動を促進して参ります。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されており、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めて参ります。

本年度におきましては、救助用資器材の更新と救助用 ボートの導入を進め、消火栓の更新などと合わせ、消防 装備及び消防施設整備を図り、消防力を充実強化して参 ります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確に対応するとともに、救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めて参ります。

第13は、危機管理対策であります。

近年、各地において災害の発生頻度が高まっていることから、町民の生命と財産を守るため、防災体制の充実を図り、防災及び減災対策を積極的に進めて参ります。

防災対策においては、日頃の心構え等を積極的に広報 するとともに、全町的な防災訓練を実施し、町民の防災 意識の向上を図って参ります。

また、サンルダムの完成に伴い、洪水ハザードマップの更新や災害備蓄品の整備を計画的に行うとともに、住民の防災知識向上のための防災セミナーの開催、各公区の自主防災組織の育成を図って参ります。

第14は、情報化の推進であります。

地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末について、高齢者見守りシステムやJアラートなどと連動させ、必要な情報の提供や光回線の有効活用を進めて参ります。

産業

次に、第4点目の分野方針「産業」でありますが、次の4項目を重点に推進して参ります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、気候変動や農業資材等の高騰による経営の圧迫、 農業経営者の高齢化や担い手不足など地域が抱える課題 に加え、国際情勢においては、TAG(日米物品貿易協 定)で、米国最大の米の業界団体がTPP(環太平洋連 携協定)を上回る市場開放を求めるなど、農業を取り巻 く情勢は大変厳しく、不透明感を増しています。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進して参ります。

1点目は、総合的な農業施策であります。

地域の活力を維持するためには、本町の基幹産業である 農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策 を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援し て参ります。

2点目は、環境に配慮した農業の推進であります。 農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支 払制度を活用し、集落活動等を支援して参ります。

また、土壌改良施設については、指定管理者により効率的な運営に努めるとともに、土壌改良材活用による環境配慮型農業を推進して参ります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を促進するとともに、「道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区」の実施により、サンル牧場の草地改良と施設整備を進めて参ります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには乳質 改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であ り、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援して参りま す。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産に対して支援するとともに、 生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援して参ります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農 ヘルパーの運営を支援して参ります。 また、新しい栽培技術の導入やスマート農業の推進に対し支援して参ります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてでありますが、町営サンル牧場は、指定管理者により飼養コストや労働時間の縮減を図り、経営安定化に資する施設として運営して参ります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めて参ります。

農産物加工研究所は、安定的な生産体制構築のため原料確保と販路拡大に努めて参ります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農 業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、担い手対 策を進めて参ります。

また、担い手を確保するため、農業研修道場での研修 内容の充実を図り、効果的運営を引き続き進めるととも に、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成を 支援して参ります。

第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムの革新、雇用の確保・創出及び木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想の具現化に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進して参ります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林については、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証を基盤とした計画的な森林整備を実施することにより、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、将来にわたり森林資源を持続させていくため、優良な造林苗木である「クリーンラーチ」の特定母樹園の整備を推進して参ります。また、「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進して参ります。

さらに、林産業事業者の木材需要ニーズに対応するため、上川森林認証協議会を通じたSGEC森林認証の町 有林の新規取得を推進して参ります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図って参ります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保に向けた持続的な取組みとして、「実習等の連携と協力に関する協定」を締結した高校や団体との協力体制を強化するため、実習フィールドの提供や町内の林業事業体へのインターンシップ等の受け入れなどを推進して参ります。

また、「北海道立北の森づくり専門学院」の講義拠点として北海道と連携・協力のもと、開校に向けた受入れ態勢の整備を推進するとともに、人材育成の取組みとして、地元NPO法人等と連携して町内中学・高校生向けの職業教育を行い、林業・林産業への理解を深めることにより、地元の就労に繋がる活動を進めて参ります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林総合産業化を進めるうえで、森林整備と併せて林 産業の振興を図るために極めて重要な「川下対策」につ いて、「下川町林業振興基本条例」に基づく林業・林産業 事業者の設備投資への支援を継続するとともに、人材育 成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林 産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んで参ります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性調査を継続するとともに、広葉樹材の利活用について近隣市町村等と連携し、調査検討を進めて参ります。

さらに、林産業事業者と連携し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会「選手村ビレッジプラザ」整備に対する木材提供を行い、下川町産FSC森林認証材の普及啓発活動を進めて参ります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

市街地における木質バイオマスボイラの更新を見据えた地域熱供給面的拡大の検討や森林バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの活用を推進し、燃料や維持管理コストの低減を図り、林業・林産業の活性化と脱炭素社会の構築に向けて取組んで参ります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、 学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北 部森林管理署とも連携し、下川町植樹祭や林業体験バス ツアーを開催して参ります。

また、新たな森林文化の確立に向けて、引き続きチェンソーアート大会への支援を行って参ります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るとともに、近年増加傾向にあるアライグマ、キツネ、カラス等の対策を行うため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施して参ります。

第4は、産業振興対策であります。

商工業の後継者と労働力不足が懸念されるなか、次の 2点を重点に推進して参ります。 1点目は産業振興であります。

中小企業の振興については、中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、人材の育成、労働環境の改善などを支援するとともに、「下川町産業活性化支援機構」を中心に、総合的な移住促進、事業承継者や起業家の誘致、事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図って参ります。

経済交流の拡大については、誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めて参ります。

また、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域 課題の解決に取り組んで参ります。

観光振興については、アイスキャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とした交流人口の拡大や、昨今の海外観光客、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限に活かしながら、地域ブランドカの向上や受入れ体制の充実を図って参ります。また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型交流人口の拡大を図って参ります。

産業間の連携については、産業連携会議の開催や産業 クラスター構想の推進により、地域産業の活性化と新た な産業の創造を図るなど産業の振興と地域活性化を図っ て参ります。

雇用・労働対策については、雇用の確保、雇用機会の 創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連 携を強化するとともに労働環境向上の取り組みを支援し て参ります。

2点目は、一の橋バイオビレッジの推進であります。 集落対策のモデルである「一の橋バイオビレッジ構想」 の推進や特用林産物栽培研究事業など、一の橋地域の核 となる産業振興を推進して参ります。

地域自治·地域内連携

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」 でありますが、次の2項目を重点に推進して参ります。 第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かり やすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の 開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出 し、地域力の向上に努めて参ります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図って参ります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。 町内外の多様な人材の活用と連携を促すための基盤を 構築し、地域住民が主体となった地域課題解決活動や町 内外の人々、企業、団体との連携を促進して参ります。

また、「2030年における下川町のありたい姿」や「持続可能な開発目標 (SDGs)」の普及展開を図って参ります。

行財政

次に、第6点目の分野方針「行財政」でありますが、 次の2項目を重点に推進して参ります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期総合計画につきましては、将来像に、住民の深い議論のもとに策定された「2030年における下川町のありたい姿」を位置付け、「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と7つの「ありたい姿」の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証し、「選択と集中」を行いながら進捗管理計画の見直し等を行って参ります。

また、本年度も職員の人材育成事業として、引き続き内閣府への職員派遣を実施して参ります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するためにあらゆる財源の確保と積極的な行財政改革に取り組んで参ります。

町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めて参ります。

以上、予算編成の概要を申し上げましたが、冒頭申し上げましたように、骨格予算として編成したところでありますが、できる限り行政の継続性を確保し、住民サービスの低下、地域経済の停滞につながらないよう配慮したところでありますので、議員並びに町民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、予算編成方針とさせていただきます。

平成31年度教育行政執行方針

下川町教育長 松野尾 道 雄

平成31年第1回下川町議会定例会の開会にあたり、 教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様の ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び高度情報化の進展など社会が大きく変化する中で、本町が目指す「2030年における下川町のありたい姿」を実現していくために、「すべての町民に学習(スポーツ・文化を含む)する機会を提供し、特に未来を担う児童生徒には、包摂的かつ公平な質の高い教育の提供を目指す」を基本目標に、ESD「持続可能な開発のための教育」を推進し、持続可能な社会づくりの担い手を育む必要があります。

下川町教育委員会では、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるように、第2期下川町総合教育大綱(下川町教育推進計画)に基づき、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、全ての児童生徒の個性や可能性を最大限に伸ばし、子どもたちが夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜くための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努めて参ります。

また、身近な自然環境や歴史・伝統文化に触れる機会 を通して特色ある教育活動を推進し、系統的に体験活動 の充実を図りながら、ふるさと下川への愛着と誇りを育 んで参ります。

また、発達段階に応じた教育の中で、確かな学力の育成を図るとともに、基本的な生活習慣・読書活動・社会性の習得など、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、家庭の教育力を高めることに努めて参ります。

このようなことから、「下川町総合教育大綱」の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進して参ります。

小中学校教育の充実

はじめに、小中学校教育の充実について申し上げます。 子ども達が、これからの時代を生き抜く力を身に付け るため、新学習指導要領の基本理念であります「社会に 開かれた教育課程」を踏まえ、「主体的・対話的で深い学 び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、よりよ い学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働により実現していく必要性が求められています。

また、子どもたちの、「確かな学力」、「豊かな心」、「健 やかな体」の調和のとれた教育の推進が重要であります。 このことから、全国学力・学習状況調査及び全国体力・ 運動、運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、創意ある教 育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などを進め、児 童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進して参ります。

保護者の皆様には、「子どもを育て、包み、伸ばす親の総合力」いわゆる「親力」の発揮と、子どもに家庭学習や生活習慣を身につけることにご協力いただき、確かな学力の向上に努めて参ります。

特に、デジタルメディアへの過剰、及び不適切な接触 については、学校における情報モラル教育の一層の充実 を図るほか、保護者に対する啓発や、インターネットの 安全・安心な利用に向けた家庭でのルールづくりなどを 推進します。

また、地域の未来を担う人材の育成の観点から、地域や地元企業等との連携協力のもと、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むため、 キャリア教育の一層の充実を図って参ります。

児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、 ICTの活用を推進し、効果的な学習環境を整備すると ともに、新学習指導要領に掲げる、外国語教育の充実の ため語学指導助手による高学年外国語及び中学年外国語 活動の学習や国際理解教育の充実を図り、低学年から学 習する習慣を身に付けるため、ウィークエンドスクール において、家庭学習の充実による学力向上に努めて参り ます。

また、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、 思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科 におけるディスカッション等による効果的な指導助言を 行い、コミュニケーション能力の育成を図って参ります。

特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、すべての児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、相談員による学習面や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、必要に応じて、外部の専門家による

指導助言を受けるとともに、小中学校に支援員を配置し、 発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援して参ります。

地域とともにある学校づくりのため、コミュニティスクール(学校運営協議会)の中で児童生徒の実態及び課題を共通認識したところであり、これらの課題解決のため学校運営協議会が主体となり地域や保護者に参画・協力いただけるよう事業の展開を考えております。

小中連携、一貫教育につきましては、義務教育の9年間の系統的・継続的な教育を行うため、先進地の調査研究や将来的な児童生徒数 推移を踏まえ検討を進めるとともに、小中連携による学校運営をより推進して参ります。

豊かな人間性を育む上で道徳教育の果たす役割はきわめて大きく、特に道徳の教科化により、よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、指導方法の工夫改善や指導体制の確立を図るための支援をして参ります。

また、生命尊重や感謝・親切、公正・公平など、自他 を尊重する思いやりの心を育成するため、学校教育活動 全体を通じた人権教育の充実が図られるよう支援します。

子どもたちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。

また、健やかな体づくりのための保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進して参ります。

いじめの対応については、子どもたち同士の望ましい 人間関係を醸成する学校経営・学級運営を通して未然防 止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査 や教育相談の実施により早期発見に努め、いじめの疑い がある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各 学校等への指導を徹底して参ります。

また、不登校については、教職員と保護者が連携して、個別での学習・生活支援を行って参ります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期して参ります。

子どもたちの体力向上に向けて、体育の授業改善や学校・家庭・地域・行政の連携により、体力向上を推進して参ります。

下川商業高等学校への支援

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況である中、本年度は定員に対して4分の3を超える出願者数となっており、引き続き、「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性を生かした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行い、存続維持・発展に向けた振興策を進めて参ります。

生涯学習の振興

次に、生涯学習の振興について申し上げます。

生涯を通した学びの支援による人づくりと地域づくりのため、時代の変化や生活や就労等ための必要な学びを支援することで、仲間づくりや人づくりを推進し、生涯を通して学び続ける社会を構築し、現代的課題や多様化する社会に対応する学習機会の提供を図るとともに、学んだ成果を活かし認められる「豊かな人生」と「生きがいづくり」を創出することが重要であります。

そのため、生涯各期における学習活動の機会の提供と 環境整備に努めるとともに、社会の変化に伴い、生涯学 習に対する町民のニーズが多様化していることから、町 民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充 実を推進して参ります。

家庭教育では、子どもの健やかな成長に必要な正しい 生活習慣を身につけるために、家庭の教育力向上が不可 欠であることから、子どもの発達段階に応じた各種セミ ナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提 供し、親子の絆を深める取り組みを実施して参ります。

児童室におきましては、親子が安全に安心してふれあ える場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所 を確保して参ります。

青少年教育では、子どもたちの人格の基礎が作られる 最も大事な 時期であることから、学校・家庭・地域社会 が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、 キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を 担う青少年の育成に努めて参ります。

成人教育では、多様化する価値観の中で、趣味や生き がいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。 学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域 づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業による自主学習と仲間づくりを推進して参ります。

高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能及び経験を活かし、生きがいのある生活を送られるよう努めて参ります。

図書室では、図書資料の充実を図るとともに、町民の 読書を通した主体的な学びや活動を支援し、町民に親し まれる図書室づくりを進めて参ります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子どもの読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけを作り、子どもの表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進して参ります。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及 び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに 関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めて参ります。

競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めて参ります。

また、各少年団等から全道・全国に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する支援策として、 少年団に対する活動費助成、指導者等資格取得に対する 助成、共通備品への助成、青少年の文化・スポーツ活動 での全道全国大会参加への支援などを図り、保護者の負 担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向 上を目指します。

更に、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することが、子どもたちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。

本町のスポーツ文化であるノルディックスキージャン プにおいては、幼小中高一貫指導を継続して推進して参 ります。

また、スポーツ施設においては、老朽化の進んだ施設 や利用が少ない施設については、体育協会、スポーツ少 年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、 今後の体育施設の整備等について検討を 進めて参りま す。

芸術文化の振興

次に、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を 実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実 や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さ を実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文 化団体に対し支援して参ります。

文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましては、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図って参ります。

また、郷土資料保存施設(旧菱光小学校)等に保存して ある資料について、引き続き調査整理を進め、今後の資 料の保存・整理・活用等について検討して参ります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援をすることが教育の使命であります。

本年度から、第2期下川町総合教育大綱のスタートの年であり、これらの使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んで参ります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

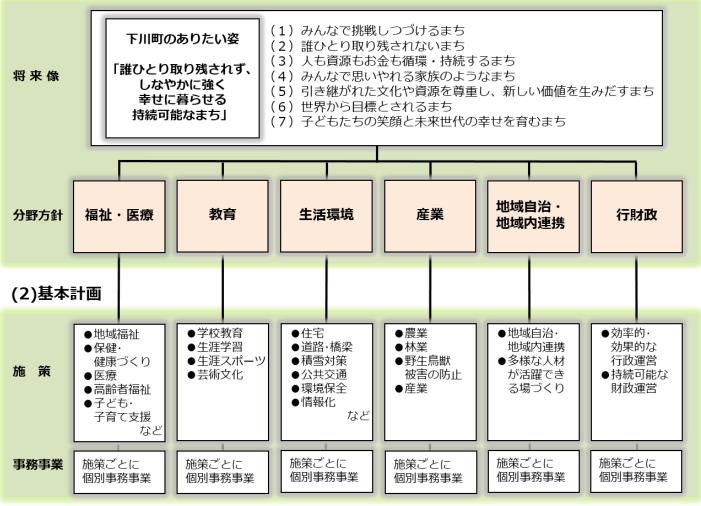
第6期下川町総合計画が策定されました

第6期下川町総合計画は、下川町が目指す将来像などを明らかにした「基本構想」、その将来像の実現のため取り組むべき施策を位置づけた「基本計画」で構成しています。

総合計画には、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標(SDGs)」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことや本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、将来像に「2030年における下川町のありたい姿」を位置づけ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていきます。

平成31年度は、この総合計画のスタートの年であり、総合計画に掲げた将来像の実現に向け、個々の施策を推進していきます。

(1)基本構想【2019年度(H31年度)~2030年度】



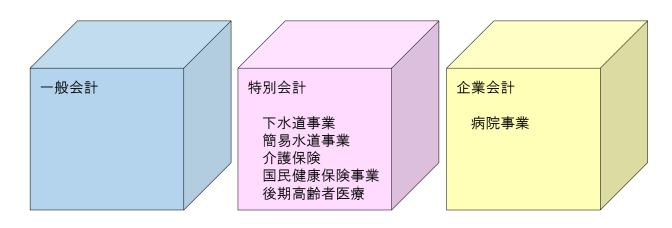
総合計画とは

「下川町がどのようなまちを目指すのか」という将来像や 目標の実現に向けた取組みを全ての分野において、総合的、 計画的にまちづくりを行うための計画です。



平成31年度各種会計予算

会計名	31年度予算額	30年度予算額	比較	伸び率
一 般 会 計	46億7, 100万円	48億4,600万円	▲1億7,500万円	▲ 3.6%
下水道事業特別会計	2億 867万円	2億6, 271万円	▲5,404万円	▲ 20.6%
簡易水道事業特別会計	1億 869万円	9, 204万円	1,665万円	18. 1%
介護保険特別会計	7億9, 179万円	8億2,861万円	▲3,682万円	▲ 4. 4%
介護保険事業勘定	4億7, 235万円	4億7, 117万円	118万円	0. 3%
介護サービス事業勘定	3億1,944万円	3億5,744万円	▲3,800万円	▲ 10.6%
国民健康保険事業特別会計	4億7,041万円	4億6,852万円	189万円	0. 4%
後期高齢者医療特別会計	6, 275万円	6, 442万円	▲167万円	▲ 2. 6%
病院事業会計	5億9, 991万円	6億2, 131万円	▲2,140万円	▲ 3. 4%
合 計	69億1, 322万円	71億8, 361万円	▲2億7,039万円	▲ 3.8%



■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。下水道事業など5つの特別会計があります。また、介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。病院事業が企業会計になります。

平成31年度一般会計予算概要

町の収入(歳入)

科目		予算額
【自主財源】	町が自主的に集めることができる収入	
町税	町民の皆さんが納める税金	3億1, 359万円
分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて 利用者が負担するお金	2, 631万円
使用料及び手数料	町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金	1億971万円
財産収入	町有林主伐・間伐材やトマトジュースなどの 売り払い収入	2億7, 062 万円
寄 附 金	ふるさと納税などのお金	2, 500万円
繰入金・繰越金	町の貯金(基金)などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金	7, 218万円
諸 収 入	他団体からの補助金や雑入など	1億2,043万円
【依存財源】	国や北海道から交付されるお金や町債	
地方譲与税など		1億9, 953万円
地方交付税		25億円
国·道支出金		5億8,863万円
町債	道路などを整備するために、国や銀行から 借り入れるお金	4億4, 500万円
合 計		46億7, 100万円

町の支出(歳出)

	科目		比較	予算額
議	会	費	議会運営などに要する経費	3, 563万円
総	務	費	役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍、 SDGs未来都市の推進などに要する経費	2億8,842万円
民	生	費	高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに 要する経費	6億8, 026万円
衛	生	費	健康づくりやごみ処理などに要する経費	3億7,660万円
農	林 業	費	農林業の振興や森林整備などに要する経費	6億3, 310万円
商	工 労 働	費	商工振興や観光・地域振興などに要する経費	3億3, 023万円
土	木	費	道路、公営住宅、公園、除雪などに要する経費	3億9, 589万円
消	防	費	消防に要する経費	1億6, 690万円
教	育	費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに 要する経費	2億9, 846万円
公	債	費	借金の返済などに要する経費	6億614万円
給	与	費	職員の給料などに要する経費	8億5, 637万円
予	備	費	緊急に必要とする場合に備えておく経費	300万円
	合 計			46億7, 100万円

定期予防接種事業

予算額668万円

担 当 保健福祉課

(総合福祉センター内)

☎・告知端末 4-3356

財	源	
	町の負担額	668万円

感染症の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して抵抗力(免疫)を つくります。予防接種費用の全額を助成します。

✔小児の定期予防接種

B型肝炎、ヒブ(インフルエンザ菌 b 型)、小児肺炎球菌、4種混合、BCG(結核)、麻しん風しん、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、2種混合(ジフテリア、破傷風)、

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がんなど)

✔高齢者の定期予防接種

高齢者肺炎球菌

今までに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがない方 平成31年度から5年間は、65歳の方だけでなく、70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・ 95歳・100歳になる方が接種対象となります。(平成31年度に限り、平成30年度末 に100歳以上になっている方も接種対象となります。)

✔成人の定期予防接種

風しん第5期(昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性) 風しんにかかったことがなく抗体検査の結果、予防接種の必要があると 判定された方

✓インフルエンザ 65歳以上の方

※高齢者の定期予防接種については、60歳以上64歳以下であって、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)による免疫の機能に障がいのある方も対象になります。

母子保健事業 予算額413万円

担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎・告知端末 4-3356

財	源	
	町の負担額	397万円
	国の負担額	16万円

産後間もない時期の身体的な回復や精神的な安定を図り、健やかな育児ができるよう 支援します。

✓ 妊産婦健康診査

産後の心身の回復状況を確認するための産婦健診費用を助成します。

✔産後ケア

助産師による心身のケアや育児のサポートが受けられます。
訪問による支援と実施施設へ来所しての支援があります。



子どもすこやか予防接種事業

予算額136万円

担当

保健福祉課

(総合福祉センター内)

☎・告知端末 4-3356

財	源	
	町の負担額	136万円

感染症の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して抵抗力(免疫)を つくります。予防接種を受けるのに、一部自己負担があります。

✔小児の任意予防接種 流行性耳下腺炎(おたふく)、ロタウイルス、小児インフルエンザ

妊娠初期に風しんに感染すると、先天性風しん症候群のお子さんが生まれる可能性があるため、抗体検査の結果、予防接種の必要性があると判定された女性に対し、妊娠する前に接種します。予防接種を受けるのに、一部自己負担があります。

✔成人の任意予防接種 成人の風しん(妊娠を希望する女性)

がん検診事業

予算額672万円

担 当 保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎・告知端末 4-3356

財	. 源	
	町の負担額	485万円
	国の負担額	2万円
	受診者の負担額	185万円

胃がん・肺がん・大腸がん・CT肺がん・子宮がん・乳がん検診を行ない、早期発見、早期治療に結びつけます。加入している医療保険(国保・社保・後期高齢者等)によって自己負担額が変わります。生活保護を受給している方は自己負担はありません。

✔今年度、次の年齢の方は検診料金が無料になります。

胃がん検診、肺がん検診 40歳

大腸がん検診 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳 子宮がん検診 20歳、21歳、26歳、31歳、36歳、41歳 乳がん検診 40歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳

- ✔5月25日(土)・26日(日)、11月2日(土)・3日(日)は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。なお、CT肺がん検診は、11月2日(土)・3日(日)のみです。
- ✔旭川がん検診センターで、胃がん、肺がん、大腸がん、CT肺がん、子宮がん、 乳がん検診を個別に受けることができます。
- ✔町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院

予算額5億9,991万円

担 当 町立下川病院

|☆・告知端末 4-2039

財	源	
	入院・外来収益	2億6, 787万円
	一般会計の負担	2億2, 413万円
	その他収益	4,861万円

医師3名による医師体制を維持し、安心して医療を受けることができるよう、診療体制の充実を図ります。

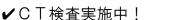
✔外科診療を再開します!

これまで休診していた外科診療につきまして、新しく外科の先生が赴任し、4月1日から診療を始めます。

【診療日】 月曜日から金曜日

【受付時間】 午前8時30分から11時30分 午後1時00分から 4時30分

C T機器を導入し町立下川病院で各種の検査を 行っています。



平成29年9月にCT機器を導入し、各種の検査を実施しています。

がんの発見、脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、肺炎、肺気腫、骨や体内結石、関節の変形等による表面、裏面、側面等の多方面の画像診断などにCT検査はとても重要です。

各種検診が定額で受けられます!

✔前立腺がん(PSA)検査 [料金2,000円] 初期は自覚症状が現れにくい前立腺がん。特に50歳以上の男性にお勧めします。 採血してPSAの量を調べることで分かります。

✔骨粗しょう症検診 「料金1,000円]

骨の中の構造がもろく折れやすい状態になる骨粗しょう症は、女性に多い病気です。予防・治療の前に、まずは骨の状態を知りましょう。専用の機械で片腕に極微量のX線を照射し測定します。

✓動脈硬化症検査 [料金1,000円]

心筋梗塞・脳梗塞・脳出血などの誘因となる血管のつまりや硬さなどを調べます。心 電図のように横になって測定します。

✔肺がん検診 [料金2,800円]

愛煙家の肺がん発生は非喫煙者の4倍以上。喫煙者や、タバコをやめてから10年以内の方にお勧めします。タンをとり、がん細胞の有無を調べます。

✔血液型判定 [料金400円]

いざというときのため、ご自分や家族の血液型を知っておきましょう。

※夜間診療をご利用ください。

内科は毎月第2・第4木曜日、外科は毎月第2木曜日で、受付は18時30分までです。

家族同乗移送サービス事業

予算額18万円

担当

保健福祉課

(総合福祉センター内)

☎・告知端末 5-1165

財	源	
	町の負担額	18万円

名寄市内の医療機関を受診する際、介護する家族が医師から同席を求められた場合、 高齢者や障がい者と家族が1台の車に同乗して受診することを支援します。

【対象者】

- ✔外出支援サービス利用者と家族
 ✔移動支援サービスの利用者と家族
- ✓その他町長が特に必要と認めた人

【内容】

名寄市内の医療機関を受診する次のいずれかに該当した場合、高齢者や障がい者と家族が下川ハイヤーの車両に同乗して利用できます。

- ①介護する家族が医師から同席を求められたとき
- ②本人の体調不良などにより、介護する家族が、
- 同席して受診する必要があると認められたとき

【費用負担】

下川町内から名寄市内(風連地区はのぞく)の医療機関までで、往復3,000円、片道 1,500円となります。

高齢者入湯料·入湯交通費助成事業

予算額370万円

担 当 保健福祉課 ☎ 4-2511 (内線125) 告知端末 4-251104

)万円
)万円

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援 します。

【対象者】

- ✔70歳以上の方(70歳の誕生日を迎えた日から適用)
- ✔身体障害者手帳を交付されている方
- ✔療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方

【利用回数】

- ✔年間100回まで(入湯券の有効期限は翌年3月31日まで)
- ✔窓口で一度に発行できるのは20回分または40回分まで

【その他】

✔70歳以上の方(70歳の誕生日を迎えた日から適用)は、五味温泉までの交通費の一部を支援します。(100往復分を限度)

小·中学校施設等管理事業

予算額5,117万円

担当教育課

☎ 4-2511 (内線512)

告知端末 4-251111

財	源	
	町の負担額	5,117万円

下川町の学校教育は、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、全ての児童生徒の個性や可能性を最大限に伸ばし、子どもたちが夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜くための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目標とし、取り組みを進めています。

児童・生徒の学習環境の充実を図るため、校舎の適正な維持管理を行うとともに、義 務教育備品などの導入を進めています。

なお、平成31年度に導入を予定している義務教育備品などは、次のとおりです。

【小学校】児童用机・椅子、超短焦点プロジェクターなど 【中学校】体育館舞台幕、書画カメラなど







下川商業高等学校支援事業

予算額1,473万円

担 当 教育課 ☎ 4-2511 (内線512) 告知端末 4-251111

財	源	
	町の負担額	1,473万円

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を 図ります。

- ✔下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成金 699万円 入学に係る費用(1人につき12万円)や町外からの通学費(定期運賃の2分の1以内)を助成します。
- ✔多目的宿泊交流施設利用助成 154万円 多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、利用料の全額を助成します。
- ✔下川商業高等学校教育振興協議会交付金 350万円 札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。
- ✔下川商業高等学校体育文化活動助成 270万円 部活動の各種大会への参加費用を助成します。

ウィークエンドスクール事業

予算額279万円

担当教育課

☎ 4-2511 (内線512)

告知端末 4-251111

財	源	
	町の負担額	254万円
	道の負担額	25万円

- ✔小学生3~6年 年間62回程度(週2回程度) 国語、算数、理科、社会
- ✔中学生全学年 年間77回程度(週2回程度) 国語、数学、理科、社会、英語



スポーツ少年団活動支援事業

予算額88万円

担 当 教育課 ☎ 4-2511 (内線516) 告知端末 4-251111

財	源	
	町の負担額	88万円

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通した健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

✔青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金 14万円

管内・地区大会を経て、全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、1人につき旅費相当額(交通費・宿泊料 [定額])と大会参加料などを合わせた金額の2分の1を助成します。

ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除いた2分の1の金額とします。

- ✔スポーツ少年団活動事業交付金 60万円 スポーツ少年団に対して、次に掲げる金額を助成します。
 - ▼団体割 1団体当たり30,000円
 - ▼人数割 登録者1名あたり1,000円
 - ▼活動費割 前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の2分の1 (上限75.000円)
- ✔下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金 10万円

少年団活動に伴う共用の備品購入について、年1回、総額の2分の1とし、10万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。

✔スポーツ少年団指導者等育成事業助成金 4万円

少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。

迷惑電話防止装置設置モニター事業

予算額54万円

担 当 税務住民課

☎ 4-2511 (内線117)

告知端末 4-251103

財	源	
	町の負担額	14万円
	道の負担額	40万円

特殊サギなどの被害から消費者を守るため、希望世帯に迷惑電話防止装置を設置するとともに、危険な電話からの着信数などを把握し、被害の防止を図ります。

※今年度の募集世帯は10世帯で、5月頃に募集を行う予定です。

【迷惑電話装置とは】

警察等が認知しているものを含む危険な電話番号から 電話がかかってきた場合、自動的に着信を拒否してくれ る装置です。

また、警察が認知されていない悪質な電話からかかってきたときも、拒否ボタンを押すことにより、次回から同じように自動で着信を拒否してくれます。

※月平均でモニター1世帯につき約5回、危険な電話番号から電話がかかってきています。(H28~H30年度)



消費者協会活動交付金

予算額135万円

担 当 税務住民課 ☎ 4-2511 (内線117) 告知端末 4-251103

財	源	
	町の負担額	95万円
	道の負担額	40万円

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を 推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う組織である消費者協会の活動を支援 します。

消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、コミュニティの形成や環境、社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓蒙活動を行います。

【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

目 的:空き店舗を活用し、遊休品の有効活用に

よる埋立ごみの減量と地域コミュニティ

の形成

場 所:下川町錦町42番地(北星信金前)

開店日時:毎週、月・木・土の12時から16時まで

取扱方法:①無償でお預かり

②希望金額の提示を受けてお預かり

③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの 情報掲示板で当事者同士がお話合い





快適住まいづくり促進事業

予算額1,800万円

担 当 建設水道課 ☎ 4-2511 (内線254) 告知端末 4-251106

財	源	
	町の負担額	1,300万円
	国の負担額	500万円

快適な住まいづくりを支援し、定住の促進と地域材の利用を促進するとともに、低炭素社会の構築と地域経済の活性化を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、 詳細は担当までお問い合わせください。

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
	町民または町外居住 者で住宅取得後の町 民	自らが居住する住宅の 新築または新築の建売 住宅の取得 地域材を10㎡以上使用	地域材の使用量1m ³ あたり8 万円 [限度額280万円] FSC認証木材の使用量1 m ³ あたり2万円を加算 [加算限度額70万円]
	TIXI X	住宅などと一体的に施 工する車庫、物置など	地域材の使用量1 m³あたり2 万円 [限度額20万円] FSC認証木材の使用量1 m³ あたり5千円を加算 [加算限度額5万円]
中古住宅などの取得	町民または町外居住 者で住宅取得後の町 民または町内に住所 を有する法人	自らが居住または賃貸 住宅の用に供するため の中古住宅などの取得	住宅などの取得価格の5分の 1以内 [上限150万円]
体	所有者または所有者 から委任を受けた 者。ただし、日本標 準産業分類における 不動産業を営む町外 業者を除く。	住宅及び附帯する車庫、物置などの解体	解体費の2分の1以内 [上限50万円]
住宅の改修	町民	自らが居住する住宅の 改修 改修に要する費用が100 万円以上300万円未満	前年の同居者全員の所得の 合算額により算定 所得の合算300万円未満の場 合40万円 所得の合算300万円以上の場 合25万円 ただし、前年の所得が確定 していない場合は、前々年 度の所得の合算額により算 定
		自らが居住する住宅の 改修 改修に要する費用が300 万円以上500万円未満	100万円
		自らが居住する住宅の 改修 改修に要する費用が500 万円以上	150万円

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
住宅の改修	町民または町内に住 所を有する法人	町内に住所を有する賃 貸住宅の所有者が行う 改修 改修に要する費用が100 万円以上300万円未満	1棟当たり25万円
		町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う 改修 改修に要する費用が300 万円以上500万円未満	1棟当たり50万円
		町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う 改修 改修に要する費用が500 万円以上	1棟当たり75万円
	町民または町内に住 所を有する法人	自らが居住する住宅の 改修に地域材を1 m³以上 使用	地域材購入価格の2分の1以 内とし、補助金の額に加算 上限50万円
		賃貸住宅の改修に地域 材を1㎡以上使用	地域材購入価格の4分の1以 内とし、補助金の額に加算 上限25万円
環境負荷の低減	町民、町外居住者で 住宅取得後の町民ま たは町内に住所を有 する法人	相当隙間面積が1.0c㎡/ ㎡以下を満たした新築 または新築の建売住宅 の取得	40万円を加算
		相当隙間面積が2.0c㎡/ ㎡以下を満たした改修	20万円を加算
		外皮平均熱貫流率が 0.38w/㎡k以下を満た した新築または新築の 建売住宅の取得	60万円を加算
		外皮平均熱貫流率が 0.46w/㎡k以下を満た した改修	30万円を加算
		外壁に地域材を2m ³ 以上 使用した新築、新築の 建売住宅の取得または 改修	20万円を加算
		住宅に30万円以上の木 質バイオマス活用機器 の設置	20万円
		住宅などに公称最大出力1kwh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の6分の1以内 上限15万円
		住宅が建築されている 土地に10万円以上の敷 地内緑化	5万円

空き家対策総合支援事業

予算額900万円

担 当 建設水道課 ☎ 4-2511 (内線254) 告知端末 4-251106

財	源	
	町の負担額	450万円
	国の負担額	450万円

空き家を活用し、転入者、定住希望者や子育て世帯の定住促進を図るため、住み替えによる住宅不足の緩和を推進するとともに、老朽化の著しい特定空き家の解体により、 住民の安全確保、景観の維持向上を図ります。

なお、補助の対象は資格登録業者が施工した改修や解体に限られていますので、 詳細は担当までお問い合わせください。

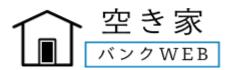
区分	空き家の「活用」	空き家の「解体」
	・町内に定住を希望されている方 ・町内に転入されてから10年以内の方 ・町内に居住し、満18歳以下の子どもを扶養 している方や妊娠中の母子を扶養している 方	下川町に空き家を所有している方
補助率等	空き家の取得・改修等費用の2/3以内 (限度額500万円)	空き家の解体費用の4/5以内 (限度額80万円)
留意点	・空き家を取得し、かつ100万円以上の改修 を行う場合が対象 ・10年以上居住すること	申請前に特定空き家の認定を受けることが必要

[※]当該空き家については、概ね6ヶ月程度、空き家状態であることが条件となります。

空き家バンクを開設しています

しもかわ空き家バンクでは、慢性化する住宅不足の解消や移住定住促進といった 地域の課題を解決することを目的として開設しています。

空き家バンクでは、移住者等住宅を求める人たちに対し、空き家情報のみならず、 出来る限り居住地域の暮らしぶりがイメージできる生活情報などを盛り込み、移住 や引っ越しを決断するための判断材料を提供しています。



検索

しもかわ空き家バンク

http://shimokawa-akiyabank.net/

公営住宅整備事業

予算額6,391万円

担 当 建設水道課 ☎ 4-2511 (内線254) 告知端末 4-251106

財	源	
	町の負担額	4, 499万円
	国の負担額	1,892万円

移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

○末広団地個別改善事業

末広団地のユニットバス化、3点給湯、屋根改修を行います。昭和63~平成2年に建設した末広団地が対象で6棟12戸を改修します。

✔改修する住戸番号

4-1-1 • 4-1-2 • 4-2-1 • 4-2-2 • 4-3-1 • 4-3-2 • 5-1-1 • 5-1-2 • 5-2-1 • 5-2-2 • 5-3-1 • 5-3-2



(錦町団地風除室等設置事業

錦町団地の風除室の設置とドアの改修を行います。昭和57~58年に建設した錦町団地が対象で2棟10戸を改修します。

✔改修する住戸番号

E-1 • E-2 • E-3 • E-4 • E-5 • F-1 • F-2 • F-3 • F-4 • F-5



農業振興事業

予算額739万円

担当農務課

☎ 4-2511 (内線143)

告知端末 4-251105

財	源	
	町の負担額	739万円

農産物生産額の向上などを目的に、施設園芸ハウス増設、ホワイトアスパラ生産、フルーツトマトの半養液栽培に対して、資材費の一部を補助します。

- ✓施設園芸ハウス増設事業 216万円 施設園芸ハウス新設に対して、上限9,000円/坪を補助します。 ただし、継承予定従事者及び新規就農者が新設する分を対象とします。
- ✔ホワイトアスパラ振興事業 111万円 ホワイトアスパラ生産に対して、被覆資材費の3分の1以内を補助します。ただし、新規に取組む者を対象とします。
- ✔秀品率向上対策事業 412万円

フルーツトマトの半養液栽培に対して、資材費の2分の1以内を補助します。ただし、 新規に取組む者、新規就農者及び継承予定従事者を対象とします。

農業担い手対策事業

予算額2,388万円

担 当 農務課 ☎ 4-2511 (内線143) 告知端末 4-251105

財	源	
	町の負担額	2,368万円
	道の負担額	20万円

新規就農者確保のための支援、農業継承者や継承予定者が行う新規取り組みを進め、 将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

- ✔新規就農者等支援事業(新規就農者及び新規就農予定者の方) 1,279万円 ▽新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助など。 ▽新規就農予定者へは、月額20万円の貸付金、研修旅費及び実習費の補助など。
- ✔農業担い手育成奨学貸付事業(親元就農を予定している方) 48万円 親元就農を予定している方に修学に必要な資金を貸し付けます。 ※高校~月額1万円、大学~月額4万円、農業大学校~月額1万5千円 ※卒業後、引き続き5年間自家の農業に従事したときは、貸付金の償還を免除
- ✔新中核的農業担い手対策事業(農業継承者及び継承予定者の方) 1,061万円 ▽45歳未満の認定農業者及び継承予定従事者が行う施設、機械等整備に対して 2分の1以内、最大で1,000万円を補助します。ただし、対象者1回限りとします。

▽新たなチャレンジには3分の2以内、最大で100万円を補助します。ただし、

年1回のみとします。

▽情報交換のために行う研修支援には3分の2以内、最大50万円を 補助します。

▽指導農業士及び農業士が参加する研修等には年額10万円以内を 補助します。

農業研修道場運営事業

予算額306万円

担当農務課

☎ 4-2511 (内線131)

告知端末 4-251105

財	源	
	町の負担額	305万円
	その他収入	1万円

新規就農予定者が主体的になって実践研修を行う研修道場です。「下川町農業研修道場カリキュラム」に基づき、育苗又は播種、定植から生産、出荷まで一貫した模擬経営を行います。また、農閑期には機械や栽培技術の座学研修を受講します。

50坪ハウス×10棟、トラクター、軽トラック、除雪機ほか、実践研修に必要な資材を取り備えています。現在、1組(2名)が就農を目指して、研修中です。



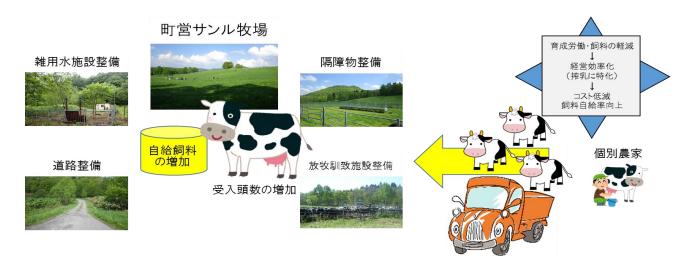
草地畜産基盤整備事業(公共牧場整備事業)

予算額1億6,000万円

担当
担 当 農務課
☎ 4-2511 (内線144)
告知端末 4-251105

財	源	
	町の負担額	4,000万円
	道の負担額	4,000万円
	国の負担額	8,000万円

町営サンル牧場は昭和62年に造成され、個別農家の預託希望に対応しています。今回の整備により良質飼料の確保と各施設を改修します。公共牧場機能を強化することで預託受入頭数を増加し、畜産農家の労働軽減を図り、個別経営体における畜産経営の安定と拡大を目指します。



- ・事業実施期間:2018~2024年度 ・総事業費:948,000千円(うち国道費711,000千円)
- ·受益面積:488.3ha ·整備内容:草地整備改良331.7ha、雑用水施設、放牧馴致施設等

私有林整備支援事業

予算額990万円

担 当 森林商工振興課 **☎ 4-2511 (内線244)** 告知端末 4-251112

財	源	
	町の負担額	661万円
	道の負担額	329万円

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

	区	分	補	助	基	準
植林(国・道の補助金を除く)		事業費の26%以内				
	FSC森林	認証林の場合	さらに上記補助	残額の2分の	01以内	
除間伐	(広葉樹林리	枚良を含む)	国・道の補助残	額の10分の	4以内	
	FSC森林	認証林の場合	さらに上記補助	残額の2分の	01以内	
下刈、枝打ちなど			国・道の補助残	額の10分の	4以内	
自力による枝打ち			1 ヘクタール当	たり3万円		
根踏及び作業路整備			事業費の3分の1以内			
林地の取得 (取得費用を借入する場合)			貸付利率に相当 (利率が2%を制		2%に相当	首する額)

町有林整備事業

予算額1億4,650万円

担 当 森林商工振興課 **☎ 4-2511 (内線244**) 告知端末 4-251112

財	源	
	町の負担額	4,633万円
	国の負担額	5,691万円
	木材売払代金等	4,326万円

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止(二酸化炭素の吸収)、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

平成31年度の主な町有林の事業

樹木の植栽 50ha 下刈 211ha 除間伐 120ha 主伐 52ha





林業・林産業振興事業

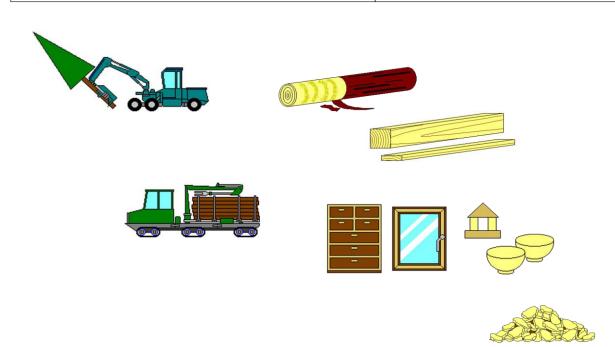
予算額6,251万円

担 当 森林商工振興課 ☎ 4-2511 (内線244) 告知端末 4-251112

貝	才源	
	町の負担額	3,386万円
	国の負担額	2,865万円

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

区 分	補助基準
事業者が行う経営基盤強化や経営革新、新商品 のための調査、研究、開発事業	事業費の3分の2以内 限度額150万円
事業者が新たな販路開拓を行うため、町外で行 う商談会、展示会等のイベントの開催または出展	事業費の3分の2以内 限度額150万円
事業者が取得する認定、認証事業	事業費の3分の2以内
事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	事業費の国及び道費補助残額の 3分の1以内
事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施 設、機械、設備の整備事業	事業費の2分の1以内 ・正規雇用労働者30人以上の事業者 一事業者通算限度額5,000万円 ・正規雇用労働者10人以上30人未満 の事業者 一事業者通算限度額4,000万円 ・正規雇用労働者10人未満の事業者 一事業者通算限度額3,000万円 ※平成31年度までの時限措置
事業者の従業員が国、道及び試験研究機関などが 行う研修など	当該経費の2/3以内 限度額10万円



中小企業振興事業

予算額1,922万円

担 当 森林商工振興課 ☎ 4-2511 (内線237) 告知端末 4-251111

財	源	
	町の負担額	1,922万円

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

区分	内容	補助率など
店舗小規模改修	中小企業者が来客の利便性の向上のために行う店舗内部の改修(トイレの水洗化、和式トイレの洋式化、店舗内部改修など)	2/3以内(上限100万円)
店舗など解体	中小企業者が店舗、事務所及び付帯する車庫、物置などの解体及び撤去(車庫、物置などの単独での解体及び撤去は対象外)	1/2以内(上限50万円)
従業員就労環境整備	中小企業者が従業員の就労環境を向上 させるための施設整備または備品購入 (従業員トイレ、更衣室整備、休憩室 整備(冷暖房)など)	1/2以内(上限50万円)
空き店舗活用	中小企業者が店舗または集客施設にするための空き店舗改修、新築のための 解体及び新築	2/3以内(上限400万円)
経営基盤強化	中小企業者が行う新商品、新サービス の開発	2/3以内(上限50万円)
社名基金短记	中小企業者が行う新商品、新サービス 提供のための設備導入	1/2以内(上限1,000万円)
事業承継事業	事業承継予定者が行う技術取得、研 修、販路拡大など	2/3以内(上限50万円)
于木 尔 <u></u> 他 于 未	事業承継予定者が行う建物改修、機械 修繕など	1/2以内(上限250万円)
人材育成	中小企業者の経営者及び従業員の先進 企業、試験研究機関、大学、中小企業 大学校での研修への参加	2/3以内(上限50万円)

※主な支援メニューを 掲載しています。





みんなで考えみんなで創る環境未来都市しもかわ推進事業 予算額201万円

担 当 政策推進課 ☎ 4-2511 (内線235)

告知端末 4-251102

財	· 源	
	町の負担額	101万円
	国の負担額	100万円

町民の皆さんが自主的に行うイベントや広報活動、人材育成など、次の分野・内容に 適合する幅広い活動を支援します。助成金の額は定額200万円以内で、特定の収入があっ た場合は減額になります。

原則として町民3名以上または事業者2者以上のグループによる活動が対象となり、町の魅力の向上が期待できない事業などは対象となりません。

- ✔環境・エネルギー系 ▽再生可能エネルギーの普及啓発に関する活動 ▽環境保全・美化活動に関する活動 など
- ✔産業・経済活性系 ▽商店街を活性化させる活動 ▽新商品の試作販売やマーケット調査 など
- ✔超高齢化・地域社会系 ▽健康づくり、食育に関する活動 ▽高齢者に活躍の場をもたらす活動 など
- ✔重点分野 ▽森林文化を定着・発信する活動 ▽町内の交流、他地域との交流を深める活動 など



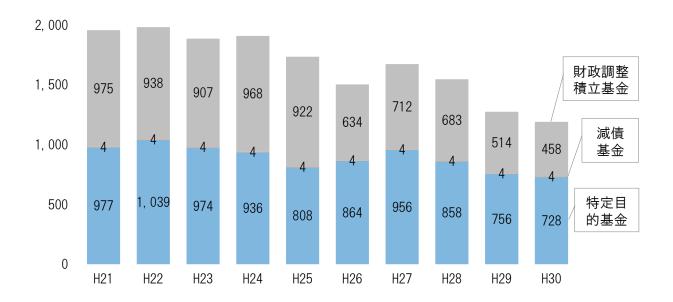




貯金(借金)残高の推移

単位:百万円

基金の種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
財政調整積立基金	975	938	907	968	922	634	712	683	514	458
減債基金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
特定目的基金	977	1, 039	974	936	808	864	956	858	756	728
合 計	1, 956	1, 981	1, 885	1, 908	1, 734	1, 502	1, 672	1, 545	1, 274	1, 190



■財政調整積立基金 財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

■減債基金 借入金(町債)の返済に使うための貯金です。

■特定目的基金

特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、17基金があります。

子育て支援策に「木質バイオマス削減効果活用基金」を活用します

公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て 支援に活用し、子どもが「豊かに元気に育つ」ように子育て支援の充実を図ります。

- ■幼児センターの保育料減額 [94万円を活用]
- ■中学生までの医療費の全額助成 [122万円を活用]
- ■2歳未満の子どもを育てる家庭育児への支援家庭に、 子ども1人あたり月額3,000円分の商品券を支給 「129万円を活用〕
- ■不妊治療への支援 「45万円を活用〕
- ■子どもの予防接種費用を助成 [149万円を活用]
- ■学校給食費を助成 [245万円を活用]
- ■ブックスタート(絵本のプレゼントと読み聞かせ)の実施 「16万円を活用]



借金(地方債)残高の推移

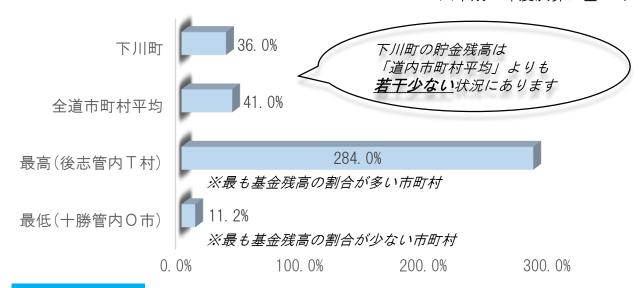
単位:百万円

会計名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般会計	5, 365	5, 311	5, 056	5, 036	5, 122	5, 285	5, 492	5, 898	6, 401	6, 305
下水道事業特別会計	1, 475	1, 369	1, 273	1, 182	1, 097	1, 014	962	890	834	791
簡易水道事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0	20	25	31
介護保険 制会計	1	120	120	120	120	107	94	81	68	84
病院事業会計	34	29	25	19	13	11	10	8	60	53
合 計	6, 875	6, 829	6, 474	6, 357	6, 352	6, 417	6, 558	6, 897	7, 388	7, 264



標準財政規模に占める貯金(基金)残高の割合(基金残高÷標準財政規模)

※平成29年度決算に基づく



PICKUP

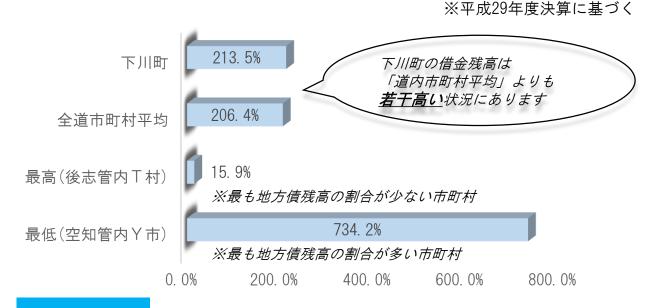
✔標準財政規模とは?

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

- ✔下図に示すとおり、本町より「貯金(基金)残高」が多くても「標準財政規模に占める割合」が低い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。
- ✔以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて貯金(基金)を確保する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の50%以上(全道平均以上)を確保することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ ✓基金残高が A町の場合 下川町よりも11.9億円多い! 94.1億円 標準財政規模 ▶22.7億円(24.1%) 基金残高 ✓基金残高の割合が A町よりも11.9%多い! 下川町の場合 ▮ 30.0億円 標準財政規模 ▶10.8億円(36.0%) 基金残高 0.0 50. 0 100.0 150. 0 200.0

標準財政規模に占める借金(地方債)残高の割合(地方債残高÷標準財政規模)



PICKUP

✔標準財政規模とは?

地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源(町税や交付税など)の規模を示す指標で、家計に置きかえると、家の基礎的な収入である給料にあたります。

✔下図に示すとおり、本町より「借金(地方債)残高」が少なくても「標準財政規模に占める割合」が多い場合、その団体の財政規模からすると余裕があるとは言えません。

✔以上のことから、それぞれの団体の財政規模に応じて借金(地方債)を抑制する必要があり、本町では2030年までに標準財政規模の200%以下(全道平均以下)に抑制することを目標としています。(第6期下川町総合計画「財政運営基準」)

イメージ ✔ 地方債残高が B町の場合 下川町よりも4.0億円少ない! ▶22.0億円 標準財政規模 ▶60.0億円(272.8%) 地方債残高 ✔地方債残高の割合が 下川町の場合 B町よりも59.3%少ない! ▶30.0億円 標準財政規模 ▶64.0億円(213.5%) 地方債残高 0.0 50.0 100.0 150.0 200.0

下川町機構及び職員配置等一覧

(平成31年4月1日現在)

町 長 谷 一 之 副町長 武 田 浩 喜 教育長 松野尾 道 雄 〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地 TEL 01655-4-2511 FAX 01655-4-2517 URL http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp e-mail s-main@town.shimokawa.hokkaido.jp

÷н	细目的	室•	上席主幹	主査職	e-mail s-main@town. snimokawa. nokkaido. jp
課	課長職	グループ名	・主幹職 (グループ長)	(◎はグループ長)	各担当職
			亀 山 貴 之	清 水 元 記 宍 戸 悠 二	浪 岡 凌 笹 夏 紀 安 念 朋
総務課	田村泰司	総務・財政	保管・管理、自 ² 生、職員労働団	衛官募集事務等、 体、栄典・表彰、	発送・保管並びに町史、渉外・町長室、公印の 議会招集等、職員の人事・給与・研修・福利厚 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	課長職 三 条 幹 男				R護等、情報システムの管理、予算・財政の運 名の算定・町債に関すること
		財産管理	仁 木 茂 則		
		77.压止之	故処理、土地利	用、水資源の保全	共施設総合管理計画、庁舎管理・町有自動車事に関すること
				平田豊和野崎匡延	
政 策 推 進 課		SDGs推進 戦略室	進、総合計画の 分権、上川地方	策定・見直し、行 総合開発期成会等	意、環境未来都市の推進、環境モデル都市の推 行政評価、定住自立圏構想、地域主権改革・地方 等の調整と要望活動、ふるさと納税等寄付採納、 意、各種統計調査、しもりんに関すること
		(内閣府地方創	生推進事務局派	遺研修)	
					佐藤大樹
			早 坂 勇 一	◎ 五化 膀 傳	名 四 14 15 15 15 15 15 15 15
		税務・収納			存保険料の賦課徴収、固定資産の評価・所得調査 納税思想の啓蒙・奨励、地籍の管理に関するこ
税 務 住 民 課	(兼)中岡 健一		高屋鋪 勝英		伊林 賢 二 (再任用) (準主事) 阿 部 清 太 官 丸 英 之 久保田 智 裕
		住民生活	慰金・年金相談 住民要望、国民 廃棄物の処理・	、一般旅券発効申 保護計画・防災計 処分・資源リサイ	1動態、火葬許可・印鑑証明等各種証明事務、用 目請・消費者保護、公区行政・地域活動の推進、 計画・災害対策、交通安全・防犯、地域交通体系、 イクル、公衆衛生・環境衛生、公害防止等環境保 で防対策、墓地・火葬場の管理に関すること
				大 原 尚 美	加藤愛実細川唯香
		福祉・子育て 支援	社会福祉・高齢 擁護・司法保護 民健康保険事業 療費の助成、高	者福祉・障害者福 ・行旅死亡人、社 ・後期高齢者医療	福祉・母(父)子福祉・児童福祉、民生保護・人権 社会福祉法人・日本赤十字社等各種福祉団体、国 所制度、重度障害者・ひとり親家庭等・乳幼児医 の入湯料・交通費の助成、こどものもりの運営・
		認定こども園 こどものもり	園長 古 屋 いづみ	塚 辺 哲 也 河 端 織 衣 (兼)又村 裕美	
/ □ /r=h-	栗原一清		こどものもりの	管理運営に関する	
保 健 福 社 課	/ *** **	保健・介護		又 村 裕 美	野崎愛美木村杏奈
					精神保健・母子保健・食品衛生、地域医療、介護 特別会計に関すること
		地域包括支援 センター	センター長 (兼)佐々木美穂子		平 田 美 和 千 葉 望
				ンターの運営に関	
		介護予防 支援事業所	管理者 (兼)佐々木美穂子	All = r o toto are ver v.	(兼)平田 美和 (兼)千葉 望
		居宅支援 事業所	管理者 (兼)佐々木美穂子	業所の管理運営に (兼)養島美奈子	
		ず未り	居宅支援事業所	の管理運営に関す	⁻ ること

課	課長職	室・ グループ名	上席主幹 ・主幹職 (グループ長)	主査職 (©はグループ長)		各担当職	
建 設 改 課	小 林 大 生	建設・水道	道路・橋梁・河ノ	三 宅 章 吾 川・公園等の整備	西 本 直 樹 ஞ	余排雪事業・流雪	
水 坦 硃		NEW NE	土木・建築・都市 工、下水道事業特 水処理施設の維持 水道施設・飲雑月 ること	市計画、サンルタ 寺別会計・受益者 寺管理、排水設備	。 公園辺整備、公共 一負担金・協力金・ 資の審査、簡易水道 維持管理等、給か	は下水道事業の計 ・使用料、終末処 直事業会計・水道	十画・設計・施 □理場・個別排 直使用料、簡易
		農業振興	ター長 又 村 寛 樹	◎ 渡邊達也	丹 治 英 樹		
農務課	市 田 尚 之 (兼農産物加工 研究所所長)		所得安定対策、原 育苗施設、畜産技	農業金融制度・利 長興・家畜防疫、	:産振興、農業担ル 子補給、農業関係 家畜衛生、家畜環 業、サンル牧場、	系団体、農村活性 環境、農業用施設	性化センター、 设・土地改良施
		農産物 加工研究所	(兼)梅坪 亮二 農産物加工研究所		正研究開発に関する	ること	
			高橋祐二(兼)山本敏夫		髙橋 風宇太		
		林業振興	体の育成及び振り	興、林業構造改善 認証林の拡大・ ⁵	了· 施業計画等、私 事業等、林業土木 林産加工、林野火	ドの設計管理及び	が技術指導・林
		バイオマス産業戦略室	山 本 敏 夫		(兼)髙橋風宇太		
森林商工	(兼) 課長事務取扱	<u></u>	製造施設の運営、	行政視察対応に			
振 興 誅	課長事務取扱 武 田 浩 喜	商工振興	商工業・中小企業		(兼)遠藤龍信 相乗、ふるさと会、		
			ること 高 原 義 輝	(兼) 丹野重男	遠藤 龍信	(兼) 杉山周平	(兼)藤原拓海
		地域振興	企業等との経済でと	交流、企業との連	·携誘致、国際交流	流・特定非営利活	5動に関するこ
		特用林産物	if	(兼) 丹野重男	(兼)杉山周平	藤 原 拓 海	
		栽拉研究所	集落創生、特用村				
出 納 室	会計管理者中 岡 健 一				河 合 真 悟 (兼)坂部 雄太		
			公金の受払いに	関すること			

課	課長職	室・ グループ名	上席主幹 ・主幹職 (グループ長)	主査職 (©はグループ長)	各担当職
あけぼの 園	平 野 好 宏診療管理者 (兼)片野 俊英		遠 藤 智 康 (兼)平間 明 (兼)高橋 博文	春 日 恵 本 第 名 名 宮 内 恵 連 道 敦 和 明 の (兼)橋 本 明 の (兼) を 1 に関する	洗 谷 裕 子納 谷 理 恵 森 笠 稔 幸 古 田 敏 行 佐 藤 歩 丁 中 末 穂 江 口 見 幸 八 木 孝 憲
デ イ サービス センター	(兼)平野 好宏		平 間 明 高 橋 博 文 (兼)小松 光枝 (兼)遠藤 智康	◎橋本 敦志 大 川 和 (兼)春日恵津子 (兼)皇本 道子 (兼)伊藤 道子 ンターの管理運営	(兼)森笠 稔幸 (兼)加藤 準 (兼) 古田 敏行 (兼) 佐藤 渉 (兼) 江口 見幸 (兼) 八木 孝憲
生活支援 ハ ウ ス	(兼)平野 好宏		(兼)小松 光枝 (兼)高橋 博文 (兼)平間 明 (兼)遠藤 智康	(兼)春日 統子 (兼)橋本 敦志 (兼)大川 和則 の管理運営に関す	(兼)森笠 稔幸
山 び こ 営 営	中 澤 利 紀		日 下 伸 二森 笠 明 子	藤弘織和連直大純恵樹	を 美剛織 大遠伊佐國高長 一慎浩知貴修 大遠伊佐國高長 一慎浩知貴修 一慎浩知貴修 一大遠伊佐國高長 一大遠伊佐國高長 一大遠野佐國高長 一大遠野 一大遠野佐國高長 一大遊野 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一大三十二子 一十二子
らいる	(兼)中澤 利紀			理運営に関するこ (兼)高島 純	(兼)佐久間慎吾
指定特定			ういるの管理運		(兼)浅水 直樹
		内科外来	指定特定相談文		■営に関すること
		外科外来			(再任用) 鈴 木 有 子
	院長	病棟	矢野 真由美	松 田 美 保 横 山 恵 子 明	川 島 有 紀藤 山 祐 美
町 立 下川病院	丸 山 直 紀 医長 (嘱託)	訪問介護	(兼)矢野眞由美	(兼)横山 恵子	(兼)玉井 智美
	看護師長 市 村 紀 子	放射線科 臨床衛生	江口正裕		
	事務長	職所開生検査科リハビリテー	猪 苅 冬 樹	早 田 史 朗	
		ション科薬局			大 平 将 貴 池 田 邦 寿
		栄養科		高橋瑞保	
			伊 東 和 博		
		町立下川病院	L の管理運営に関す	<u>-</u> ること	

Г		1			1	<i>⇔</i>		上席主	幹		<u> </u>											\neg
	課		課長	長職		室・ グループ名		・主幹ルーン	職		査職 ループ長))				各	·担当	職				
議事	務	会局	古 屋	宏		議会に関する。	こと			神野	みゆ	き										
監事	₹/5	査口	(併) 古屋	是 宏	彦					(併)神	野みゆき	き										
争	務	问				監査に関する	こと															
選事	務	管局	(併)田木	寸 泰		選挙に関する	(併)	仁木	茂則貴之	(併)工 (併)樋 (併)清 (併)宍	口 知 水 元 記	志 记	併) 浪	と岡	凌	(併)行	至 安念	夏紅朋美	1			
					-1					1		Τ,		-114					1			\dashv
農委	員	業会	(併)市日	日 尚:	フ		古	内 作	р —			(併) 佐	藤	勇大							
事	務	局	()))	H 1.3.		農地の斡旋(売	三買・	賃貸)	、農地	他の転用	許可、	農業	者年	金、	農業捷	長興な	どに	関する	3 Z 8	느		
										Ī.						1						
						総務	羽	場	削健			中	山峭	寻恭	京 介	池	田	矣 哼	=			
						教育委員会会 バス、学校給?				廃止、	教育財	産の	管理	、学	校の約	且織・	編成	、通	学区均	或、フ	、 クー	- ル
					ŀ	生涯学習		羽場	剛健			+	- 11	 新	i 委	(兼)	公本	音差	£ .			
						公民館活動、					書室、									郎十岩	能の)保
教	_	育	Λ 11			存・伝承、社会									\		DIVINE.	, A <u>z</u> a	/J /	M* Z	, UT .	> PK
妥 (孝	貝 有記	会(果)	今 井	具	口	生涯スポーツ	伊	藤豆	克 彦	竹 本	和	也松	4 公	二 竜	養	(兼)	大川	航季	Š			
						体育団体の育り	式、こ	スポー	ツ大会	の推進	、社会	体育	施設	の管	理運算	営に関	する	こと				
						小学校						刀	、坊	え 喜	系 永							
						小学校の維持	管理、	周辺	整備に	こ関する	こと								1			
						中学校						茎	差 島	ら 盛	注 行							
						中学校の維持を											I-r mili		_			
\vdash			署長・	副署長		係名		主幹和			長職		ia V			, ,	係職					
									文 弘						徳			幸 也				
					ŀ	消防署・消防					の収受											
								田乡			/// fafa					南部			西	村	健	太
			署長 多 田	淳	\d.					広報、防 Ⅰ	災管理									mz	7/2	رامل
消	防	署		137			林		青 孝		7++					藤	-	右 末	一	野	裕	哉
			副署長 土 本	繁	¥					川練、消 ┃ _★								本山	.			
						救急係			英晴							(兼)	八闸	建也	7			
					ı		急救馬			に 「施計画」						(24.)	V m⇒	TV2 11				\dashv
							伊			塩 田						(兼)		裕司	Ç			
						消防機械器具	の保守	子整備	、消肠	方車の運	行管理.	、改	善研	究な	どに	関する	こと					

地域担当職員配置名簿

平成31年4月1日

区	分		地域	担	当職	員	
公区名	管轄課長	主任	副主任		担当員		備考
上名寄第1	桜木 誠	高屋鋪 勝英	長谷川美栄子	河合 真悟	杉山 周平		18戸
上名寄第2	古屋 宏彦	佐々木美穂子	丹野 重男	倉澤 晋平	坂部 雄太		22戸
上名寄第3	今井 真司	又村 寛樹	古屋 いづみ	渡邊 達也	伊林 賢二	佐藤 将平	68戸
中 成 南	今井 真司	山本 敏夫	今 裕一	工藤 明広	白石 一恵	遠藤 龍信	168戸
中 成 北	田村泰司	羽場 剛健	宍戸 悠二	平田 美和	中嶋 恭介	笹 夏紀	161戸
班 渓	中岡健一	亀山 貴之	高島 純	葛西 和樹	池田 美咲		41戸
北町	堀北 忠克	小松 光枝	平間 明	和田 健太郎	江口 正裕		26戸
元 町	古屋 宏彦	伊東和博	清水 元記	山中 岳男	猪狩 冬樹	中野 祐希	119戸
幸町	桜木 誠	齋藤 英夫	森笠 明子	春日 統子	磯部慎太郎		83戸
錦町	中岡健一	遠藤 智康	平田 豊和	橋本 敦志	髙橋 瑞穂	安念 朋美	159戸
共 栄 町	栗原 一清	日下 伸二	蓑島 豪	三宅 章吾	野崎 愛美	大西 崇王	99戸
旭 町	小林 大生	高橋 祐二	立花 勝博	斎藤 丈寛	蓑島 美奈子	佐藤 勇大	190戸
緑町	平野 好宏	古内 伸一	亀田 慎司	千葉 望	佃 章子	加藤 愛実	98戸
末 広 町	堀北 忠克	高原 義輝	樋口 知志	又村 裕美	西本 直樹	平木 達也	249戸
新町	市田 尚之	早坂 勇一	神野 みゆき	豊島 琢磨	大川 航季		38戸
三和	平野 好宏	梅坪 亮二	大原 尚美	松本 竜義	髙橋風宇太		29戸
二 の 橋	市田 尚之	仁木 茂則	高橋 博文	野崎 匡延	森 紀美子		28戸
- の 橋	中澤 利紀	平野優憲	藤弘 織衣	浪岡 凌	阿部 清太		55戸

(配置人数の目安:~50戸 3名以上、51~110戸 4名以上、111戸以上 5名以上)

任期 2018(平成30)年4月1日~2020(令和2)年3月31日